

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

平成29年6月7日（水）

開会 13時30分

閉会 14時26分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、岩崎恭典委員、森脇健夫委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

保健体育課 課長 野垣内靖、充指導主事 増田和史

高校教育課 課長 徳田嘉美、課長補佐兼班長 井ノ口誠充、班長 萬井洋

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、主幹 二見哲生、主査 上村一弘

教育政策課 課長 辻成尚、課長補佐兼班長 山本順三

三重県立図書館 副参事兼企画総務課 課長 山口春年

5 議案件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第11号	三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について	原案可決
議案第12号	三重県立図書館協議会委員の任命について	原案可決
議案第13号	平成30年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について	原案可決

6 報告題件名

	件 名
報告1	第64回東海高等学校総合体育大会について
報告2	県外から入学した生徒の状況等について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成29年5月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第11号及び議案第12号は、人事に関する案件のため、議案第13号は、公表前のため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、非公開の議案第11号から議案第13号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

報告1 第64回東海高等学校総合体育大会について（公開）

（野垣内保健体育課長説明）

報告1 第64回東海高等学校総合体育大会について

第64回東海高等学校総合体育大会について、別紙のとおり報告する。平成29年6月7日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。

第64回東海高等学校総合体育大会については、一部の競技を除いて平成29年6月16日（金）から6月18日（日）の期間で、31種目に東海4県の各県代表が参加し、2ページ別紙1にありますように、三重県内各地で開催されます。

なお、陸上競技、テニス、ホッケーについては愛知県で、カヌーについては岐阜県で開催されます。

総合開会式につきましては、1ページ「9 総合開会式」をご覧ください。平成29年6月17日（土）午前10時45分から、三重県営サンアリーナにおいて開催され、各県高体連関係者及び教育委員会関係者と、当アリーナを試合会場とするバドミントン競技及び体操競技の出場者が参加する予定です。県教育委員会からは、教育長に出席していただきご挨拶をしていただく予定です。

選手宣誓は、三重県高等学校総合体育大会バドミントン競技優勝校の皇學館高等学校男子主将の大西 魁（おおにし かい）さん、女子主将の梅村 愛理（うめむら あいり）さんが行う予定です。

また、9月10日（日）には、東海高等学校定時制通信制体育大会を、11月26

日（日）には、東海高等学校駅伝競走大会を、それぞれ三重県内にて開催する予定です。

以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1について、いかがでございましょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 県外から入学した生徒の状況等について（公開）

（徳田高校教育課長説明）

報告2 県外から入学した生徒の状況等について

県外から入学した生徒の状況等について、別紙のとおり報告する。平成29年6月7日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

1ページをご覧ください。

平成29年5月11日から5月19日までの間に全日制県立高等学校を対象として行った「県外から入学した生徒の状況」の調査結果及び今後の対応等について、報告いたします。

まず、「1 県外から入学した生徒の状況」につきまして、県外から入学した生徒は、平成29年5月11日現在、全制の県立高校55校のうち、49校に323人在籍しています。その中で、覚書等により保護者が県内に居住する必要がない生徒や県外から転校してきた生徒を除く238人のうち、116人（8校）の生徒の保護者が県内に居住していないことがわかりました。

これまでに把握していた49人の生徒は、（1）在籍状況にあります、1から4のいなべ総合学園、朝明、四日市中央工業、菰野、四日市工業の2、3年生でした。それが、今回、116人となったことについて説明いたします。

まず、四日市工業の4人の生徒の保護者は、県内に居住しましたので、該当者はいなくなりました。

また、いなべ総合学園では、2、3年生で新たに3人確認いたしました。その結果、49人が48人となりました。四日市工業1年生の該当者はいませんでしたので、4校の1年生38人と、新たに四日市商業、白山、名張、相可の4校で30人の生徒が該当いたしましたので、全体で116人となりました。詳細につきましては、ご覧のとおりでございます。

2ページをご覧ください。（2）出身都道府県名につきましては、愛知県が52名で、一番多く在籍していました。（3）生徒が入学に際して在籍校を選択した理由は、部活動だけでなく、学校や学科に魅力を感じて入学している生徒もおりました。

（4）生徒の居住形態につきましては、下宿・アパートで生活しているという生徒が大半でありました。

(5) 生徒の生活につきましては、下宿・アパートの管理人が世話や見守りをしているケースが一番多く、そのほか、部活動関係者（OB・OG・顧問）が世話や見守りをしているというケースがありました。(6) 保護者が県内に居住していない経緯と、保護者の生徒への見守り方につきましては、出願時の手続きだけでよいと思った保護者が多くおりました。見守り方につきましては、表をご覧ください。

(7) 生徒の入学に関する、教職員の関わりにつきましては、保護者からの相談を受けて、居住場所や就職先を紹介しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「2 在籍する生徒への対応」について説明いたします。保護者の県内への転居をまずは求めますが、転居できない場合につきましては、生徒の学習の機会を保障するため、学校と保証人の役割を明確にして、責任を持って生徒の安全安心が確保される体制を整えたうえで、生徒と保護者から、「在学承認申請書」、「保証人届」の提出により、規則違反の状況を解消いたします。「保証人届」には、保証人の役割を明記し、保護者は、保証人が保護者に代わって、その役割を担うことの承認を得たうえで提出するものといたします。

生徒の居住する下宿等における安全管理につきましては、学校が定期的な訪問により、生徒の生活状況等を把握し、県教育委員会に報告することといたします。

続きまして、「3 平成30年度入学者選抜における対応」について説明いたします。すでに進路実現に向けて努力を重ねている現中学3年生への影響に配慮いたしまして、平成30年度入学者選抜におきましては、保護者の県内転住を原則としつつ、保証人となる者が確保されている場合については、出願できることといたします。

そのため、平成29年10月に策定いたします「平成30年度三重県立高等学校への県外からの入学志願者取扱要綱」の「入学志願できる者」に、「保護者が志願学区に転住することができない場合には、保証人となる者が確保されている者」を加えます。これに該当する出願者につきましては、校長が出願時に、保証人がその役割を果たすことが可能かを確認することといたします。入学後は、学校が定期的な面談により保証人の生徒の見守り状況等を把握し、県教育委員会に報告することといたします。

また、保護者の県内転住による出願者については、入学時に保護者の住民票の提出を求めるとともに、家庭訪問により県内に居住していることを確認いたします。再発防止につきましては、制度とその手続きについて、県外からの入学志願者説明会で説明して徹底をいたします。

4ページをご覧ください。「4 平成31年度以降の入学者選抜について」、平成29年度の入学者選抜の検証を行う三重県立高等学校入学者選抜制度検証会を平成29年6月12日に開催し、県外から入学した生徒の状況等についても説明をし、県外からの受検について意見を求めます。

その意見を踏まえまして、学校の魅力向上や地域活性化等の観点から平成31年度以降の入学者選抜に係る検討をする必要が生じた場合には、検討会を7月に設置し、平成30年3月に公表する平成31年度入学者選抜実施方針に反映いたします。

「5 教育委員会の責任について」を説明いたします。教員は、生徒の安全安心の確保の観点から、入学に関する規定を十分理解したうえで、指導にあたる責任があり

ます。

県教育委員会は、制度を的確に執行すべき責任がありますが、そのことを担保する仕組みを設けておらず、学校への制度の周知、指導が不十分でした。また、実態を知り得る状況であったにもかかわらず、確認することがありませんでした。これらのことにより、規則に反する状況が慣例的に継続してきたところであり、組織運営の問題があったものです。

したがって、本事案においては、個々の教員の責任というよりも組織としての責任が問われるべきであることから、現在、在学する1年生から3年生の入学に関する事務を統括していた県教育委員会事務局高校教育課の課長に対し「嚴重注意」を行いました。

該当8校の校長に対しては、今後、規則に基づく適正な学校運営や、所属教職員への指導監督、県外出身の在校生の安全安心の確保の取組を確実に行うよう、指示を行いました。

該当校の関係職員には、校長から、県外出身生徒に係る規定を理解し、該当生徒が安全安心な学校生活を送れるよう指導いたします。

以上で、県外から入学した生徒の状況等についての報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告2について、いかがでございましょうか。

岩崎委員

保証人は、高校生の入学にあたっては、必ず立てるものなんですか。

高校教育課長

本来、保証人というのは、自宅を離れて遠隔地から通学するという場合にのみ適用されているものです。

岩崎委員

そうですか。そうすると、その保証人の住所は、その学校から通える範囲内にいなければいけないとか、そういう規定はあるんでしょうか。

高校教育課長

一家の生計を営む者であったり、学校近辺に居住しているというのが、これまでの規則の中で定められていることでもあります。

岩崎委員

それは、これからもそういう形で委任される予定でしょうか。

高校教育課長

これらにつきましては、今回の件にかかわる保証人につきましては、今、お話しさせていただきました、3ページに保証人の役割のところがありますが、その役割を担っていける人が保証人として任を果たしていただけるということです。今回、新たに役割を明示して、そういう方であれば、保証人になれるというふうにさせてもらっています。

岩崎委員

わかりました。保証人をどういうふうに変定するのかというのが、今回の県外から来る子どもたちの安全安心の確保にどういふふうに関立つのかというところで、保証人になる人が、具体的にきっちり確保できるという仕組みを再構築するんだというお話ですから、そこは一安心できると思っているんですが。

もう一つ、1 ページのところ、今回、いろいろと議論になったのは、一つには野球、サッカー、ラグビーといった部活動をやっているとこの話でしたが、例えば、そういう県内に保護者が居住していないというくくりでいうと、このなのかもしれないですが、例えば、相可高校の調理の子であるとか、親族と同居しているという名張の子であるとか、このいふのも今回は保証人をもう一度ちゃんと置き直すみたいな対象になるんですか。

高校教育課長

今回、中学3年生への対応といたしましては、現在、すでに入試の方針とかを定めておりますので、このいふことに影響を及ぼすことを配慮して今回の対応策を考えさせてもらったものでありますので、具体的にこのいふことを広げていくといういふ意味ではなくて、中学3年生への影響を配慮しているということになります。

岩崎委員

このいふことですか、なるほど。

森脇委員

4 ページの入学者選抜制度検証会ということについて、もう少し具体的にこのいふメンバーで何回ぐらい開催されて、このいふことを提言するのかということなどを教えていただけないでしょうか。

高校教育課長

例年、「入学者選抜制度検証会」とこのいふのを開催してございまして、前年度に実施いたしました入学者選抜につきまして、その運用等を検証いたしまして、その次の入学者選抜に生かしていくこのいふことを目的としているものでございまして。年間に例年ですと3回開催してございまして。

森脇委員

構成メンバーを。

高校教育課長

県立校長会、公立の小中学校校長会、高等学校の職員代表、中学校の教職員の代表、私学協会、PTA連合会で構成をしております。

森脇委員

わかりました。そして、この検証会でいふんな意見を踏まえて、次の平成31年度入学者選抜実施方針に反映するこのいふことですが、この意見によっては、平成31年度の入学者選抜実施方針から方針が変わるこのいふことを含んでこの検証になるのでしょうか。

高校教育課長

今回におきましては、県外からの入学した生徒につきましても、またご意見を伺うこのいふ形で想定をしておるところですが、その中でさまざまなご意見を伺いまして、そのときに必要が生じれば、ここにも書かせてもらいましたように検討会このいふのを

開催して、その制度について考えていくという形で進めていきたいと思っております。

森脇委員

ということは、必要がなければ開催しないということですか。

高校教育課長

必要がなければ開催しないということもあります。

森脇委員

わかりました。一応質問は以上です。

教育長

補足することとかもありましたら。

岩崎委員

4ページの最後のところに教育委員会の責任という部分がありますね。こういう中で、確かに私も四日市におりますから、クラブを頑張っている県立高校でこういうことがあるということは聞いてはおりました。

ただ、それが規則に反する状態が慣例的に継続してきたというところが、今回の大きな問題だろうと思うんですが。その組織運営の問題があったというふうに総括をされていますが、具体的には慣例的に継続してきたことを検証せずに毎年やってきたという意味での組織運営の問題というふうに総括されたということによろしいんでしょうか。それとも、より具体的に組織運営の問題があるのかどうかということですが。

高校教育課長

実態を知り得る状況はあったというふうに考えてはおりますが、そのことを具体的に確認するような術を講じていかなかったというところに組織上の問題があるというふうに捉えております。

木平副教育長

ちょっと補足させていただきますと、県外から志願いただく場合に、まず、県教育委員会事務局の高校教育課が、県外から志願される保護者の方、お子さんに来ていただいて、2月なり1月なりの決まった時期に、志願書とともに必要書類を提出いただきます。教育委員会事務局で審査をさせていただいて、条件に適合していれば志願の許可をさせていただきます。その許可書を保護者の方にお渡しいただいて、保護者の方は、それを持って希望する学校への志望志願書とともに、その学校へ出します。ですので、合格すれば入学許可をするということでありまして。教育委員会としては、そこまでで入学志願の許可をして、学校のほうは教育委員会のほうで入学志願手続きは一定終わっているという中で、今、委員おっしゃっていただいたように、その後、4月以降入学した後、実際にその必要条件とされている保護者の転居がどういう状態になっていたのかということを確認する仕組みを、教育委員会としては全く設けていなかったということに加えて、県外からの入学された子どもらのそういった手続の規定といった部分についても、各学校に対して周知や指導について十分でなかったということが相まって、今おっしゃっていただいたような、継続的に慣例的に続いていたということがございましたので、そういう意味で学校の責任というのはもちろんありますが、根本的には教育委員会事務局の今申し上げたような部分が組織運営上の責任という形で、今回は問題があったのかというふうに整理をさせていただきます。

ました。
教育長
よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第11号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について (非公開)

山本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第12号 三重県立図書館協議会委員の任命について (非公開)

山本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第13号 平成30年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について (非公開)

辻教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。